

徳島県公有財産リフレッシュ会議設置要綱

(設置)

第1条 公有財産は県民全体の貴重な資産であり、適切な維持管理を行うとともに、積極的な有効活用を図らなければならない。この目的を達成するため、外部の有識者から意見・提言を聴取し、公有財産の適正な取得及び管理の手法並びに未利用財産の活用方法及び処分手法を検討する機関として徳島県公有財産リフレッシュ会議（以下「会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 会議は、公有財産に関し、次に掲げる事項について検討し、意見・提言を行うものとする。

- (1) 公有財産の適正な取得及び管理を図っていくための手法
- (2) 未利用財産の有効活用方法及び処分手法
- (3) その他公有財産の適正管理及び有効活用を図るための事項

(組織)

第3条 会議は、委員6名以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) その他知事が適当と認める者
- 2 委員の任期は2年（補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。）とし、再任されることを妨げない。

(会長)

第5条 会議に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は会議を総理し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を行う。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を求めることができる。

(事務局)

第8条 会議の庶務は、企画総務部管財課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月4日から施行する。

